



我孫子運輸区での賃金カット問題で 支社に申し入れを行う！

1月10日、我孫子運輸区で発生した起床装置不具合に伴う賃金カット問題で、地本は東京支社に対して、申第8号「我孫子運輸区で発生した『自動起床装置不具合』に関する申し入れ」を行いました。

昨年10月4日、我孫子運輸区で乗務員が起床装置の不具合で起床時刻に起きられず、点呼時刻を過ぎたとして賃金カットされた問題で、東京地本は東京支社に対して申し入れを行いました。

記

1、10月4日我孫子運輸区で発生した事象により「当事者」が減ぜられた賃金並びに手当を戻入すること。

2、10月4日我孫子運輸区で発生した事象に関する取扱と経緯を、
詳らかに「当事者」に説明すること。

会社は、今回の事象で「懲罰はありません」と言っています。では、「賃金カット」とは何なのでしょうか。

「装置の不具合で起床点呼が遅れても賃金カット」。では、私たちは何を信じればいいのでしょうか。

今回の事象は氷山の一角のように受け止められます。このような判断を下す背景には、この間築き上げてきた安全哲学である「原因究明」に逆行する思考があるのではないでしょうか。

地本は東京支社に、納得のいく回答を求めます。